

大和市告示第60号

大和市男女共同参画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

大和市長 大 木 哲

大和市男女共同参画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱

大和市男女共同参画懇話会設置要綱（平成24年大和市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公募により選出された5人」を「次に掲げる区分により市長が選出する7人」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の構成員
- (3) その他市長が必要と認める者

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の大和市男女共同参画懇話会設置要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。